

◇番号	201504						
◇研究機関名	大阪樟蔭女子大学						
◇件名	科学研究費助成事業に係る不正使用について						
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b> 平成 26 年 12 月 学生の申立てにより、大阪樟蔭女子大学教授の謝金(人件費)の支払いについて不正使用の疑いが発覚。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b> 予備調査の結果から不正事実が確認されたことを受け、研究倫理特別調査会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>						
◇調査	<p><b>【調査体制】</b> 研究倫理特別調査会(学内委員 3 名、学外委員(弁護士 1 名含む) 2 名)を設置して調査を実施。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 平成 27 年 3 月～平成 27 年 11 月</li> <li>・調査対象 当該教授が交付された平成 23 年度～平成 25 年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究 C))を対象に調査。</li> <li>・調査方法 書面調査は証憑書類の確認および収支簿との突合、アルバイト従事者への謝金(人件費)受理の有無およびアルバイト内容の確認。 ヒアリングは当該教授、関連部署事務職員を対象にそれぞれ実施。</li> </ul>						
◇調査結果	<p><b>【不正の種別】</b> 架空請求(カラ謝金)</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動機、背景 多人数のアルバイト従事者への謝金(人件費)支払処理手続きが面倒であると考え、1名の学生に説明をした上で、カラ勤務の依頼をした。</li> <li>・手法 実際の作業を遂行した学生に、謝金(人件費)として一括請求することを依頼し、依頼を受けた学生は、勤務者としてカラ勤務の書類を作成した。</li> <li>・不正等に支出された研究費等の額及びその用途(私的流用の有無)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種別</th> <th>不正に支出された研究費の額</th> <th>不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学術研究助成基金助成金</td> <td>49,050 円</td> <td>1 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(用途が全て明らかにならず、確証を得られなかったため、私的流用があったと断定することは出来ない。)</p> <p><b>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラ謝金を受けとった実態があったことを確認したが、用途については、一部に私的流用が疑われるものの、その用途が全て明らかにならず、確証を得られなかったため、私的流用があったと断定することは出来ないとした。</li> <li>・カラ謝金を受け取った実態があったこと、カラ勤務の事実を認めたこと、カラ謝金から支払われた協力者が存在したことにより、不正使用と判断した。</li> </ul>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	学術研究助成基金助成金	49,050 円	1 人
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数					
学術研究助成基金助成金	49,050 円	1 人					
◇不正の発生要因と再発防止策	<p><b>【発生要因】</b> 1) 研究費の使用に関する意識</p>						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費に対する倫理意識が欠如していた。</li> </ul> <p>2) 研究費の使用に関する制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立替払いを的確にモニタリングする方法が整っていなかった。</li> <li>・ 謝金(人件費)等を支払う際に、独立してモニタリングを担う体制が充分ではなかった。</li> </ul> <p><b>【再発防止策】</b></p> <p>1) 研究費の使用に関する意識 研究機関内での公的資金等の経理管理ルールの周知徹底および研究者倫理を高めることを目的とした研修会を教職員対象に平成 27 年 9 月 14 日に実施した。</p> <p>2) 研究費の使用に関する制度等 謝金(人件費)をアルバイト従事者のみが受け取るシステムとし、内部監査(通常監査及び特別監査)を実施するなど公的資金等の管理・監査体制を充実する。</p>
◇その他(研究機関が行った措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者の処分 本学園就業規則に基づき、減給とした。</li> <li>・ 本件の公表状況 平成 27 年 9 月 1 日(火)より大阪樟蔭女子大学ホームページに公表。</li> </ul>